

道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書

令和6年12月26日付大阪市地域公共交通会議において、下記項目の協議が調ったことを証明する。

記

【変更項目】

4. 時間帯別運行回数

(変更前) 1台1時間あたり最大3便運行(1時間あたり最大30便)

(変更後) 1台1時間あたり最大3便運行(1時間あたり最大45便)

5. 使用する車両及び台数

(変更前) ワンボックス車両《通常車両》 7台(乗車定員(運転席・助手席除く) 8名)

ワンボックス車両《車いす対応車両》 2台(乗車定員(運転席・助手席除く) 5名)

小型バス車両《ノンステップ車いす対応車両》

1台(乗車定員(運転席・助手席除く) 13~28名程度)

(変更後) ワンボックス車両《通常車両》もしくはEVワンボックス車両(車いす対応車両)

12台(乗車定員(運転席・助手席除く) 8名)

ワンボックス車両《車いす対応車両》 2台(乗車定員(運転席・助手席除く) 5名)

小型バス車両《ノンステップ車いす対応車両》

1台(乗車定員(運転席・助手席除く) 13~28名程度)

(参考)

上記以外の内容は、道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項にかかげる協議が調っていることの証明書(令和5年9月12日付)のとおり(別紙 参照)

以上

令和6年12月26日

大阪市地域公共交通会議

会長

内田 敬

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項にかかげる
協議が調っていることの証明書

令和5年9月12日付大阪市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

別紙のとおり

2. 協議が調っている運行態様及び運送の区間

運 行 態 様：区域運行（道路運送法施行規則第3条の3）

運送の区間：別紙のとおり

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

種類			額及び適用方法
運賃	大人		210円
	小児		110円
	幼児		同伴者1名につき2名まで無料 3人目から小児運賃110円
	特別割引※	大人	110円
		小児	60円
	一日乗車券		路線バス共通 600円
	回数券	11回分	路線バス共通 大人 2,000円
決済手段	現金		乗車時にお支払い
	クレジットカード		乗車時にアプリを通じてお支払い

※身体障がい者手帳・療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」の記載（第1種または第2種）により、運賃を割引します。児童福祉法に定める被保護者の方は、一般乗合旅客自動車運賃割引証明書により運賃を割引します。

4. 運行時間帯及び時間帯別運行回数

6時から23時まで

1台1時間あたり最大3便運行（1時間あたり最大30便）

5. 使用する車両及び台数

ワンボックス車両≪通常車両≫ 7台（乗車定員（運転席・助手席除く） 8名）

ワンボックス車両≪車いす対応車両≫ 2台（乗車定員（運転席・助手席除く） 5名）

小型バス車両≪ノンステップ車いす対応車両≫ 1台（乗車定員（運転席・助手席除く） 13～28名程度）

6. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

運行開始予定日：令和6年4月1日

7. 運行事業者

大阪市高速電気軌道株式会社・大阪シティバス株式会社
(道路運送法 第4条申請予定運行事業者)

(※提携運行事業者は決まり次第事務局を通じて報告)

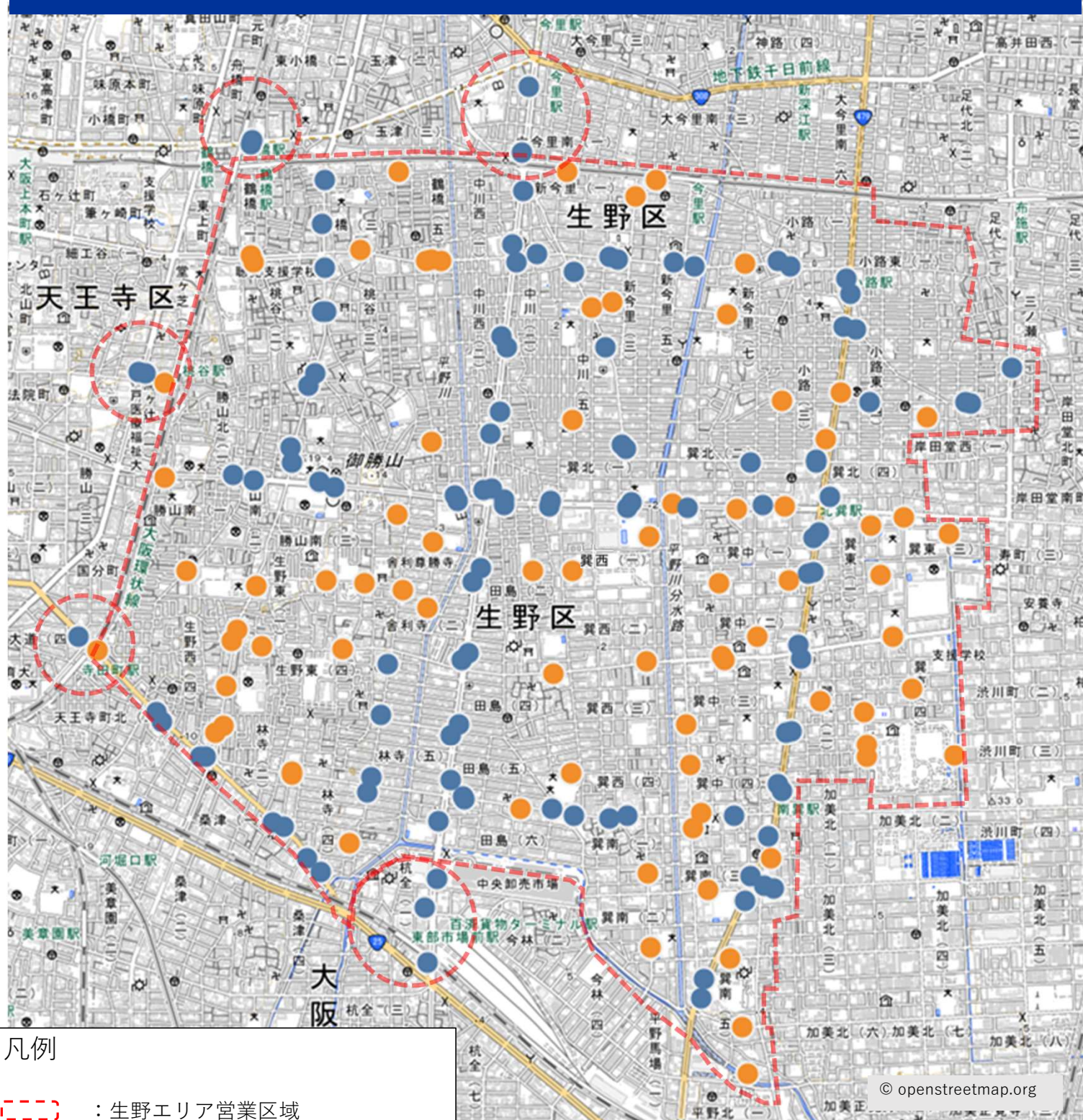
令和5年9月12日
大阪市地域公共交通会議

会長 内田 敬

(2) 事業内容

9. 営業区域(生野エリア)

生野エリア 営業区域



(2) 事業内容

9-1. 運送の区間(生野エリア)

